

23 労働協約 第5回交渉**「賃金・諸手当・退職手当」で交渉
通勤に利用している駐輪・
駐車料金を通勤手当に！**

◎「定期昇給額の基準昇給額と現等級経過年数を見直すこと」
・「新しい人事賃金制度」の導入時点から、もっと逡減を遅らせ緩やかにするように要求してきた。賃金は最も重要な労働条件であり、新制度を含め改善を求めたい。

◎「基本協約の『なお、標準乗数は4以内とし、別に定める』を、『なお、標準乗数は4以上とする』に改定すること」
・現在の条文では、標準乗数を「4」より少なくすることが可能である。定期昇給の完全実施と標準乗数「4」は原則であり、変更はないと考えるので、標準乗数「4」を最低条件に「4以上」にすることを求める。

◎「自動車・自転車通勤者の駐車料金を通勤手当に組み込むこと」

・自動車や自転車通勤者は、最寄り駅周辺の駐車場や駐輪場を借りて、自己負担している現状がある。会社への通勤での利用であり、駐車・駐輪料金を通勤手当として支給すること。

(詳細は交渉情報を参照)



**職場三大要求の獲得めざして、みんな
で議論し、みんなで行動しよう！**

国 労 東 海 か べ 新 聞

国鉄労働組合東海本部 編集責任者：寺崎 浩